

Title	堀江博士著 経済組織改造論
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.5 (1920. 5) ,p.736(142)- 737(143)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	新刊紹介
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200500-0142

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

堀江博士著 經濟組織改造論

大體開發行四六版三六〇頁
定價金參圓五十錢

吾人が常に多大なる興味を以て堀江博士が其の絶倫の大精力を以て須臾休むことなく我が經濟學界に雨下しつゝある多數の著書及び論文に對する所以のものは雷に其の深遠なる研究、明快なる論斷に參して自家の蒙を啓かんとするが爲めのみに非らず、博士が最近に於ける經濟意見の變化は又以て我が國に於ける經濟思想の變遷を徴示するものあればなり。政治經濟上に於ける國民思想の變化は強烈なる動搖を以て博士の周圍に渦巻けり。博士は其の中に在りて確然たる地位を取り、一面に於て之れを指導せんと努むると共に、他面に於て又た其の社會的環境の強大なる影響を具顯せり。

博士は曾つて文明發達の根本的條件として、

營利事業の社會化を主張するなり。而して博士は一方に於て社會上の弱者を強者の壓迫より防ぎ、彼れ等をして合同一致、以て經濟的利益を確保せしめむるが爲めに勞働運動の自由を主張し治安警察法第十七條の撤廢を叫び、無意義なる國際勞働會議を嗤ひ、而して又た資本勞働協調主義を排すると共に、他方に在りては金權者流の利益に偏倚したる我が現行税法の改革を説き金權政治の病弊を指摘し、物價問題解決策として最高價格の公定を論じ、纏がて又た國家的生産を主張するなり。

曾つて熾烈なる自由主義の經濟學者たりし博士は今や改革的自由主義 (reformatorische Liberalismus) の範圍を突破して、其の思想は幾分權威的社會改革主義 (autoritäre Sozialreform) の界域に入らんとするを觀るなり。即ち博士は自由主義よりして保守的社會改革主義 (konservative

又た各個人の凡ゆる能力をして最も善く發達せしむ可き根本的條件として産業上の自由及び法律上の平等を主張せり。而も「戰時經濟の推移に従ひ、我が經濟社會に殺到し來れる幾多の變動に對し、多く手を拱して、自然の成行に一任したる」歴代内閣の態度は終に博士をして「自由放任の無價値」を絶叫せしむるに至らしめぬ。而して國民生活の安定を確保するが爲めに何等有力なる施設を講じ、又た適切なる政策を試みざりし結果は實際社會に幾多の弊害を醸生し、社會の強者は這般の「變動に乗じて、利益を獲得し、財産を蓄積するの勢甚だ盛なるに對し」、弱者は「益々富に遠ざかり、財産に離れて、無産者の窮狀に陥るを免れざる」に至れり。

斯くて不公正なる經濟生活の實情に醒覺せる博士は之れを匡正するの策を提唱せり。是に至りて往年の官業反對論者は今や國有事業の擴張 (Sozialreform) に向ひつゝあるものなり。是れ個人的要素よりも寧ろ社會制度及び法律規定の改革を重視せる博士の當然赴く可き道なる可し。吾人は我が經濟思想界の先驅者たる堀江博士が最近に於ける意見を了解す可き絶好の資料として本書を江湖に紹介するものなり。

(高橋誠一郎)